

よくある質問Q&A



【入所申込みに関すること～共通～】

- Q 1. 那覇市の保育園・子ども園へ申込みするにはどうすればいいですか？
- A 1. 選考方法によって申込み方法が異なります。
- ・那覇市が選考をおこなう施設（保育園・私立子ども園2・3号認定） くわしくはP.7をご確認ください。
 - ・校区による優先入園をおこなう施設（公立・公私連携子ども園） くわしくはP.13をご確認ください。
 - ・施設が選考をおこなう施設（私立子ども園1号） くわしくはP.14をご確認ください。
- ※幼稚園、認可外保育施設については各施設へお問い合わせください。
- Q 2. 郵送での申込みはできますか？
- A 2. 郵送での受付はできません。窓口のみの受付となります。
- Q 3. 那覇市に転入する予定ですが、申込みは可能ですか？
- A 3. 入所月の前月24日までに那覇市へ転入できる方のみ申込み可能です。
- Q 4. 市外に住所がありますが、那覇市内の認可保育園・認定子ども園（2・3号認定）へ申込みは可能ですか？
- A 4. 在住市町村の保育所入所担当窓口を通してお申込みください。くわしくは、P50をご確認ください。
- Q 5. 申込みは保護者以外でもできますか？
- A 5. 保護者以外の方でも申込み可能です。委任状等は必要ありません。
- Q 6. 施設を見学したいのですが可能ですか？
- A 6. 可能です。見学の申込みは事前に各施設へ直接お問い合わせください。
- Q 7. 採用予定でも入所申込みできますか？
- A 7. 採用予定でも申込み可能です。
- Q 8. 自営業をしています。就労証明書以外の必要書類はなんですか？
- A 8. 次のいずれかひとつを提出してください。
確定申告書の写し ・ 営業許可証 ・ 開業届 ・ 青色専従者給与に関する届出書
- Q 9. 入所申込み後に勤務先を変えてもいいですか？
- A 9. 入所申込み後に勤務先や就労条件等を変更する場合や保護者の「保育を必要とする事由」が変更となる場合は、必ず子どもみらい課に連絡してください。
- Q 10. 就労証明書や診断書等に記入もれ・誤りがあった場合、自分で追加記入・訂正を行ってもいいですか？
- A 10. 就労証明書、診断書等は証明者が事実を記入している証明書となるため、証明者以外の方が追記・訂正した場合は書類の改ざんにあたります。書類改ざんが発覚した場合は虚偽申請とみなし一切の入所調整を行いません。
- Q 11. 就労実績はいつ時点のものを書いてもらえばいいですか？
- A 11. 就労証明書作成日から直近3か月前までの実績となります（産休・育休取得中の場合は取得前の直近3か月）。
- Q 12. きょうだいで申込み場合、各種要件書類はきょうだい全員分が必要ですか？
- A 12. 原本は1枚で構いません。下のお子さんには原本、上のお子さんにはコピーを添付してください。

Q 13. 家族構成が変わった場合は、何か手続きが必要ですか？

A 13. 婚姻や離婚、出産、単身赴任、祖父母と同居など、世帯の状況が変わった場合は、必要な手続きについてご案内いたしますので、こどもみらい課までご連絡ください。

Q 14. 妊娠・出産の間、上の子を認可保育園または認定こども園へ預けることは可能ですか？

A 14. 妊娠・出産の事由で申込みが可能です。妊娠中～出生した月の翌月から数えて4か月目まで預かりが可能です。

Q 15. 出産に伴い、里帰り先の認可保育園に預けたいのですが、どうすればいいですか？

A 15. 那覇市こどもみらい課までお問い合わせください。

Q 16. 私立認定こども園の3歳クラス以上を申込み場合、1号認定と2号認定の併願は可能ですか？

A 16. 併願可能です。1号認定は施設で申込みとなり、2号認定はこどもみらい課で申込み後、点数による選考を行います。

Q 17. 一時預かりや認可外保育施設の申込みはどこでおこなっていますか？

A 17. 申込みは各施設でおこなっています。一時預かりの有無（P.52）や認可外保育施設情報（P.45～46参照）を確認の上、直接施設へお問い合わせください。

Q 18. 入所保留中に認可外保育施設の利用を予定していますが、無償化の手続きは必要ですか？

A 18. 「子育てのための教育保育施設給付申請書」と保護者の保育を必要とする事由に応じた証明書類の提出が必要です（0～2歳については、非課税世帯のみ無償化の対象となります）。くわしくはP.48～49をご確認ください。

【入所申込みに関すること～保育園等～】

Q 19. 申込みは早いほうが有利ですか？

A 19. 選考是那覇市保育所入所選考基準表に基づいておこないますので、申込みの順番で有利になることはありません。

Q 20. 申込み後、入所選考結果はいつ頃分かりますか？

A 20. 4月入所申込の場合は、2月中旬頃に封書で内定通知または保留通知を郵送します。5月以降の入所申込の場合は、入所希望月の前月上旬頃に内定通知または保留通知（初回選考月のみ）を郵送します。

Q 21. 内定を辞退した場合、今後の入所選考に影響はありますか？

A 21. 選考点には影響はありません。しかし、内定辞退2回目、または内定辞退期限を過ぎて辞退の連絡をした場合は、申込取消の扱いとなります。

Q 22. 育休復帰後に育児短時間勤務を考えているのですが、入所選考点はどうなりますか？

A 22. 雇用契約上の1か月の就労時間が変わらなければ、選考点に影響ありません。

Q 23. 入所保留になった場合、新たに申込みが必要ですか？

A 23. 令和4年度の入所申込みは令和5年3月末まで有効なため、再提出は必要ありません（雇用期限付きの申込、妊娠・出産申込を除く）。令和4年度の入所申込みで待機になっている方で、令和5年度も入所申込みを希望する場合は、改めて令和5年度の入所申込みが必要となります。

Q 24. 転所はできますか？

A 24. 申込みは可能です。しかし、新規申込みの方に比べ、優先度は低くなります。また、内定が決まった場合、転所前に在園していた施設には戻ることができません。

【入所申込みに関すること～小学校に隣接するこども園～】

Q 25. 小学校区内のこども園を申込み予定ですが、必ず入園できますか？

A 25. 各年齢のクラスごとに定員を定めているため、申込み状況によって入園できない場合があります。ただし、5歳クラスについては小学校区内児童のみ定員を超えても入園を認める場合があります。

Q 26. 申込みは早いほうが有利ですか？

A 26. 一次受付と二次受付は、定員をこえた場合抽選になりますので申込みの順番で有利になることはありません。しかし、追加受付は先着順なので早い方が有利です。

Q 27. 2号認定で入園していましたが、保育を必要とする事由がなくなったため、1号認定に切り替えて在園できますか？

A 27. 支給認定の変更は可能です。こどもみらい課で1号認定へ切り替える手続きをおこなってください。ただし、私立認定こども園の場合で1号認定から2号認定に切り替える場合は、再度選考を行う必要があります。

【入所申込みに関すること～施設が選考をおこなう施設～】

Q 28. 私立こども園の1号認定を申込みたいのですが、どうすればいいですか？

A 28. 1号認定を希望する場合は、入園を希望するこども園へ申込みが必要です。P.31～44の施設情報一覧を確認のうえ、各こども園へお問い合わせください。

【保育園等の利用に関すること】

Q 29. 育児休業中ですが、入所後はいつまでに復職する必要がありますか？

A 29. 入所月の末日までに復職が必要です。たとえば4月入所の場合は、4月30日までに復職する必要があります。

Q 30. 保育園に在園中ですが、保育を必要とする事由に変更があった場合は手続きが必要ですか？

A 30. 必要です。変更事由に応じた書類をこどもみらい課まで提出してください。保育利用期間や保育利用時間に影響がある場合があります。保育利用時間に変更になる場合(例:短時間から標準時間等)は、書類提出後、事由確認できた後から変更となります。手続き以前の期間には適用できませんので、事由に変更が生じた際にはすみやかに手続きをお願いします。

Q 31. 仕事を退職することになりました。引き続き保育園等に在園できますか？

A 31. 保育を必要とする事由がなくなった場合は退所となります。ただし、年度内3か月間は求職活動の要件で利用継続が可能です。

Q 32. 長期間お休みしたいのですが、引き続き在園できますか？

A 32. 私的理由による休みは2か月、里帰りによる休みは3か月まで取得可能ですが、それ以上の期間全く登園しない場合は退所となります。月のほとんどを休んだ場合であっても保育料は全額納付する必要があります。

Q 33. 地域型保育園は2歳クラスまでしかないのですが、卒園後はどうなりますか？

A 33. 地域型保育園の卒園児は、連携施設へ入園申込みをおこなっていただくか、その他3歳クラスのある保育園または認定こども園へ入園申込みをおこなうことが可能です。地域型保育園の卒園児は他の新規申込者よりも優先的に入所となるよう選考をおこないます。

Q 34. 市外へ転出した場合でも、那覇市の保育園等をそのまま利用できますか？

A 34. 転出した場合は退所となります。ただし、転出日の属する月末までは在園することが可能です(月の初日に転出した場合は、その日までの在園となります。)※最終学年については、待機児童がいなければ卒園まで在園できる場合があります。

Q 35. 退所したい場合はどのような手続きが必要ですか？

A 35. 退所届の提出が必要です。退所日の10日前までにこどもみらい課へ提出してください。

【保育料等に関すること】

Q 36. 保育料はどのように算定されますか？また、必要な提出書類はありますか？

A 36. 保育料は保護者の市民税所得割額の合算額によって決定します。4月から8月分までは「令和3年度市町村民税額」、9月から翌3月分までは「令和4年度市町村民税額」で算定されます。くわしくはP.25をご確認ください。

Q 37. 保育料の納付方法を口座振替にできますか？

A 37. 私立保育園、公立みらいこども園については、「那覇市口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、口座振替希望口座のある県内の金融機関へ提出してください。口座振替日は毎月20日です(20日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります)。私立認定こども園、地域型保育園については直接施設へ支払いとなりますので、各施設へお問い合わせください。

Q 38. 認可保育園・認可こども園に通っているのですが、年度途中で3歳になった場合、保育料は無償化の対象となりますか？

A 38. 無償化の対象となりません。満3歳となった後の4月1日から無償化の対象となります。

Q 39. 欠席した場合でも保育料は払う必要がありますか？

A 39. 欠席した場合でも決定された保育料を全額納付していただきます。ただし、お子様の疾病等で長期欠席する場合は、保育料の減免ができる場合がありますので、こどもみらい課までお問い合わせください。

Q 40. 給与収入が減ってしまいましたが、保育料は変更になりますか？

A 40. 減免基準に該当する場合は、保育料を減免できることがあります。詳しくはこどもみらい課までご相談ください。

Q 41. コロナ感染症対策のため家庭保育に協力しましたが、保育料や給食費は減免されますか？

A 41. 本市が、登園自粛の要請や特別保育を実施している期間に家庭保育に協力した場合は減免の対象になります。

Q 42. 公立こども園の1号の給食費について、夏休みなどの長期休暇中も同じ金額なのはどうしてですか？

A 42. 1年分の給食費を、12回に分けてお支払いしていただいているので毎月同じ金額になります。

